

浜松市告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年8月31日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年8月31日から2週間浜松市中央土木整備事務所（東行政センター）において一般の縦覧に供する。

令和8年8月31日

浜松市長 中野 祐介

道路 の種 別	路 線 名	区 間	別	幅員	延長
市道	長鶴鶴見線	浜松市中央区龍光町 338 番地内	前	最小8.30m 最大10.10m	29.40m
			後	最小9.20m 最大12.70m	
市道	長鶴鶴見線	浜松市中央区龍光町 456 番地内	前	最小7.50m 最大9.30m	24.80m
			後	最小9.30m 最大15.40m	